

(別表6-1)

関係機関への連絡希望について

計画が承認された場合に、当該承認を受けた計画の内容について下記関係機関に送付することを希望する場合には、当該箇所に○を記入して下さい。

承認書類の送付を希望する機関名	送付の希望の有・無
東京中小企業投資育成株式会社	有 ・ 無
秋田県信用保証協会	有 ・ 無
公益財団法人あきた企業活性化センター	有 ・ 無
独立行政法人中小企業基盤整備機構（送付先は支援策毎に異なります）	有 ・ 無
株式会社 日本政策金融公庫	
秋田支店 中小企業事業	有 ・ 無
秋田支店 国民生活事業	有 ・ 無
大館支店 国民生活事業	有 ・ 無
株式会社 商工組合中央金庫	有 ・ 無
公益財団法人食品等流通合理化促進機構	有 ・ 無
秋田県中小企業団体中央会	有 ・ 無
秋田県商工会連合会	有 ・ 無
秋田県産業技術センター	有 ・ 無
秋田県総合食品研究センター	有 ・ 無

※ なお、この様式は、それぞれの支援施策を保証するものではありません。

(別表6-2)

[希望する支援策について]

経営革新計画が承認された場合に利用を希望する支援策に○印を付けて下さい。(複数希望可)

回 答 欄	
1	信用保証の特例
2	日本政策金融公庫の特別利率による融資制度
3	高度化融資制度(中小企業基盤整備機構高度化事業部)
4	食品等流通合理化促進機構による債務保証制度
5	スタンドバイ・クレジット制度(日本政策金融公庫中小企業事業)
6	中小企業信用保険法の特例(秋田県信用保証協会)
7	日本貿易保険(NEXI)による支援措置
8	起業支援ファンドからの投資(中小企業基盤整備機構ファンド事業部)
9	中小企業投資育成株式会社からの投資
	経営革新関係補助金・融資 10・国補助金(ものづくり補助金) 11・県・市補助金() 12・新事業展開資金(事業革新資金)
13	販路開拓コーディネート事業(中小企業基盤整備機構東北本部)
14	新価値創造展(中小企業基盤整備機構販路支援部)
15	特許関係料金減免制度
16	県単機械類貸与制度

※経営革新計画の承認は、上記支援策の提供を保証するものではありません。計画承認後、利用を希望する支援策の実施機関への申込・審査が必要となります。